

## 家庭で出た廃食油を回収しています

町では、天ぷら油(家庭廃食油)の回収を行っています。回収した油は、BDF(バイオディーゼル燃料)となり、ディーゼル車両や発電機などで利用され、二酸化炭素排出量の削減につながります。ぜひご協力ください。

☎ 住民課 環境衛生係 ☎ 289 - 8077

### 回収について



**日時・場所** 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分に環境衛生係へ

**回収できる油** 天ぷら油などの植物油 ※家庭で出たものに限り、動物油(ラードなど)や鉱物油(エンジンオイルなど)は不可

**回収方法** 天かすなどのごみを除き、ペットボトルや油購入時のプラ容器などに入れて持参

## 浄化槽の法定検査と使用休止の届け出

浄化槽管理(設置)者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。

- ①**保守点検** 機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給
- ②**清掃** 浄化槽内の汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄
- ③**法定検査** トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、きちんと機能しているかの確認

※法定検査は、県が指定した検査機関である(公社)熊本県浄化槽協会が行います。保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。

検査名	対象	回数
7条検査 (設置後の水質検査)	新たに浄化槽を設置した人	設置後3～8カ月以内に1回
11条検査 (定期検査)	浄化槽を設置している人	毎年1回

### 使用休止の届け出

長期間使用しない浄化槽については、決められた内容の清掃を行った上で役場に届け出ることにより、浄化槽の清掃、保守点検と定期検査(11条検査)が免除されます。

ただし、使用を再開する時は、必ず役場と地域の清掃・保守点検業者に連絡してください。適切な処置を行わないまま使用すると、し尿やその他の生活雑排水が処理されないまま放流されてしまい、近隣に多大な迷惑を掛けてしまうことになります。

☎ 住民課 環境衛生係 ☎ 289 - 8077

## 令和 5 年以降の「旧成人式」について

民法の一部改正により、4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、町では今後も、当該年度に「20歳」となる人を対象として式典を開催します。

ただし、式典名称は変更する予定です。新名称について、町ホームページでアンケートを実施していますので、ご協力をお願いします。



☎ 生涯学習課 生涯学習係 ☎ 286 - 3337

### 令和 5 年 旧成人式

**日時** 令和 5 年 1 月 8 日(日) 午前 10 時開式

**場所** 町総合体育館

※式典実行委員を募集します。式典を迎える皆さんに実行委員になっていただき、その意見をもとに思い出に残る式にしたいと考えています。希望する人は、10月28日(金)までに生涯学習課へご連絡ください。